

大学・地域共創プラットフォーム香川

産学官共創チャレンジ支援補助金募集要領のポイント

令和 7 年 2 月

大学・地域共創プラットフォーム香川

I 補助事業について

1 補助対象事業

補助対象事業は下記の要件をすべて満たす事業

- ・補助事業の目的に合致する事業であり、地域の社会経済を支える人材の育成・定着及び人材が活躍する場の形成に向け、産学官が課題認識を共有し、それぞれの知見を活用して実施する、チャレンジングな事業
- ・産学官の各主体が少なくとも 1 者ずつの参画が必要。参画の方法は特に定めないが、事業への関わりの度合いは審査対象になる予定。
- ・県内大学、短大及び高専（以下「県内大学等」という。）又は県内大学等が適当と認める教員や学生等（以下「教員・学生等」という。）が参画することが必要。

<補助対象事業例>

- ・小中高生や保護者に県内大学等や産業・企業への関心を持ってもらうなど、将来的に香川県に関わるきっかけをつくる取組み
- ・県外の大学生等や若手社会人と県内企業の U ターン先輩社員等をつなぐイベントの開催など、県内への U ターン就職等に目を向けてもらう取組み
- ・地域資源を使った新商品開発や地域と学生・大学教員等が協働した地域づくりなど、地域雇用創出、地域活性化につながる取組み
- ・県内大学等と企業・自治体等が連携して行う社会人教育など、職員のスキルアップ等により人材の活躍の場が増える取組み
- ・県外で香川県のファンをつくる関係人口創出の取組みや関係人口の受け皿となる支援組織の立上げ等を行う取組み
- ・デジタル人材の育成や企業・自治体の DX 化推進など、効率化等による人材不足への対応の取組み

2 補助率・補助額・補助限度額等

- ・原則、補助率は 10 分の 10 以内、補助限度額は上限、下限とも設定しない。

3 事業実施期間

- ・事業実施期間は、原則、交付決定後から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで。なお、交付決定前着手を認める場合がある。

4 補助事業者

- ・補助金の交付の対象は、PF の構成員、または、PF の構成員の組織に所属する団体・企業等（PF の構成員の関係者（大学教員、学生団体等）で PF が認めた者も含む。）。
- ・補助金の交付の対象の中から 1 者を補助事業者として位置付け、申請等を行う。
- ・各個別事業の補助事業者は、補助金の執行及び管理を適切に行うため、必要書類の作成や提出、経理全般等に関して責任をもって対応していただく。

5 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件を全て満たし、県が PF に対し補助を決定したもの。

- ①補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②原則、交付決定後（交付決定前着手の届け出が受理された場合は受理日以降）から令和 8 年 2 月 28 日（土）までの期間中に発生し、支払が完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) 補助対象経費及び補助対象外経費 ※今後変更可能性あり

項目	補助対象経費	補助対象外経費
基本的考え方	・補助事業の実施に直接的に要する経費	・補助事業者の通常活動に要する経費
人件費	○事業遂行に必要なもの (コーディネーター 等)	○補助事業者及び参画団体等の職員や従業員（大学等の教員・学生を含む）に対する給与 等
報償費	○外部講師、専門家等への謝金 等	○補助事業者及び参画団体等の職員や従業員（大学等の教員・学生を含む）に対する謝金 ○法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金、商品券 等）
旅費	○外部講師、専門家等の旅費 ○補助事業者が申請書に記載した視察・研修会等へ参加するための旅費 等 ○原則として補助対象経費総額の 30% まで	○申請書に記載した事業と直接関係しない旅費
需用費		
消耗品費	○事務用品	○食糧費

	○材料費 ○研修会等の資料・テキスト代 等	(外部講師・専門家等の食糧費含む)
広告費	○チラシ、ポスター、写真 等 ○新聞・雑誌等の宣伝広告 等	
燃料費	○事業のために使用する燃料費 等	
役務費		
通信運搬費	○切手・はがき ○電話料金 等	
保険料	○イベント開催時の保険料 等	
手数料	○各種申請手数料 ○各種サービス利用料 ○補助事業経費支払の為の振込手数料等	
委託料	○必要かつ専門的な技術等を要するもの	
使用料 及び賃借料	○会場使用料 ○機材、器具等の借上料 等	
備品購入費	○原則として補助対象経費総額の 30% まで	○土地家屋や車輛の購入費
外注費	○事業遂行に必要な改装工事 等 ○原則として補助対象経費総額の 30% まで	○単なる事業所移転を目的とした旧事業所の解体・新事業所の建設工事 ○「不動産の取得」に該当する工事

※その他PFが事業遂行に必要と認めた経費は補助対象になります。

II 申請手続等

1 事務手続・スケジュール等

※(別紙)「香川県産学官共創チャレンジ支援補助金フロー図」のとおり。

※以下記載のスケジュールは現在調整中であり、交付要綱等発出時にお示しする予定です。

2 申請等手続

(1) 事業計画書受付期間

令和7年4月10日(木)から令和7年4月28日(月)17:00まで(予定)

(2) 受付方法

申請書類は、補助事業者等を記載のうえ、PF事務局まで原則電子メールで提出してください。

＜宛 先＞大学・地域共創プラットフォーム香川事務局（香川大学内）
＜電子メール＞platform-kagawa-h@kagawa-u.ac.jp

（３）申請書類（一部）

- ・事業計画書等交付申請に係る一式
- ・事業参画対象者確認書（様式１）（教員・学生等が参画する場合）
- ・チェックリスト（様式２）

3 県への事業計画書の提出

PFは提出された事業計画書について、県要綱の基準に適合している事業であるかどうかを確認し、適合事業と認められた場合、県に提出する。（県への提出を以て県の採択を確約するものではない。）

4 額の内示

県の審査を経て、補助事業として適当と認められた場合は、6月上中旬頃（予定）に、事業実施主体に対して内示の通知を行う。

5 交付の申請

補助金の内示を受けた者（以下「申請者」という。）はPFが別途定める期日（6月中旬頃予定）までにPF事務局に交付申請を行う。

6 交付決定

（１）交付決定は6月中下旬頃予定。

※参考（主要な予定審査項目及び具体的着眼点）

※今後、変更する可能性あり。

項目	具体的着眼点
現状分析、課題・事業目的の設定	・これまでの取組みや現状を適切に分析したうえで課題や事業目的が設定されているか
的確性	・現状や課題を踏まえ、取組みの方向性が的確に示されているか ・これまでの取組みや内容を踏まえて、当該補助事業の位置付けや手法が的確か
連携・共創性	・PFや産学官の各主体とどのように連携しているか ・県内大学等とどのように関わるのか ・参画する団体の連携度合が深いのか

先駆性	・他では見られない、又はこれまで一般に行われていない取り組みであるか
波及性	・事業実施効果の地域への拡がり方及び地域への還元方法が考えられているか ・他の事業者や地域への拡がり、また横展開が期待できるか
チャレンジ性	・事業内容や目標設定が、チャレンジ性の高いものになっているか
有効性	・設定した課題に対応するものとして、目標設定と成果検証・効果測定方法などが適切に定められているか ・事業効果が期待できるものになっているか ・積算が過大でなく、費用対効果が高い内容となっているか
継続性	・財源や人材等の面で、補助期間終了後の事業の継続、発展(自立・自走等)の見込みはあるか

(2) 対象外経費が含まれている等の理由により申請額から減額する場合がある

7 交付決定前の事前着手

交付決定前に着手しなければならない一定の事由がある場合は、交付決定前着手届を提出し、県が当該事由を適当と認め、届を受理した場合、県が定める受理日以降であって、補助事業者が希望する日から事業に着手することができる。

ただし、以下の条件について注意が必要。

- ・補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- ・補助金の交付の決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと
- ・当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は行わないこと

8 事業実施

補助の対象となる事業は、(交付決定前着手届が受理された場合を除き) 交付決定後から令和8年2月28日(土)までに実施した事業であり、令和8年3月1日(日)以降に事業を実施したものは補助の対象とならない。

なお、「発注・契約」をもって事業の着手とし、実施には、発注書・納品書・請求書等の経費支出関係書類の作成・発行や、経費の支払までを含む。

9 実績報告

PFから交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日または令和8年3月10日(火)のいずれか早い日ま

で実績報告書をPFに提出してください。

なお、物品の納品や工事の完了等の事業の取組み及び経費に関する支払全てが完了している必要があります。

10 補助金の支払

補助金の支払いは、原則、実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後（精算払）となります。

11 財産管理

取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した額が50万円（税抜）を超える機械及び重要な器具等を処分しようとするときは、あらかじめPFの承認を受けなければなりません。

12 補助金に関する質問受付窓口

補助金に関する質問は県のアンケートフォームにて受付、受理後、メールで回答させていただきます。アンケートフォームは下記の2次元バーコード又はURLから読み取りをお願いします。

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8499

2次元バーコード：



(様式1)

令和 年 月 日

大学・地域共創プラットフォーム香川
会長 殿

所在地
県内大学等名
代表者名

事業参画対象者確認書

大学・地域共創プラットフォーム香川産学官共創チャレンジ支援補助金の申請にあたり、次のとおり教員・学生等が事業に参画することを認めます。

事業名	
補助事業者	
参画する 教員・学生等名	

(様式2)

大学・地域共創プラットフォーム香川
産学官共創チャレンジ支援補助金 提出チェックリスト

補助事業者	
事業名	

提出書類		チェック欄
書類名	留意事項	
事業計画書 (交付要綱様式第1号)	補助事業の目的及び内容が、地域の社会経済を支える人材の育成・定着及び人材が活躍する場の形成するためのものとなっている。	<input type="checkbox"/>
	産学官の各主体が少なくとも1者ずつ事業に参画しており、事業計画書への記載について了解している。	<input type="checkbox"/>
	収支予算書は、募集要領 6 補助対象経費 (P4~P5)を確認して記載している。	<input type="checkbox"/>
	収支予算書の支出の備考欄に、支出の内容や積算内容を具体的に記載している。	<input type="checkbox"/>
	補助事業の事業実施期間は、令和8年2月28日までの期間内に設定されている。	<input type="checkbox"/>
	補助事業の事業実施期間内に、経費の支払い等を含めて事業の執行が全て完了する。	<input type="checkbox"/>
事業参画対象者確認書 (募集要領様式1)	教員や学生等が事業に参画する場合、事業参画対象者確認書を添付している。	<input type="checkbox"/>